

こどもの貧困対策関連事業（重点施策推進経費）の実施状況について

●令和3年度 こどもの貧困対策関連（重点施策推進経費）

「大阪市こどもの貧困対策推進計画（平成30年3月策定）」に掲げる4つの施策体系に基づくとともに、令和2年度に実施した事業の効果や有効性を踏まえ、次の（1）から（4）に該当する事業について、令和3年度の重点施策推進経費とした。

《対象事業》

（1）実態調査の詳細な分析を基に地域性を踏まえ、特に効果が高いと認められる事業

実態調査において確認された地域課題に対して施策を講じることにより、貧困の連鎖を断ち切ることに資するものとなり、その取り組みをモデルとして同様の課題を抱える他区においても効果を得られると期待できるもの。

（2）実態調査により確認された主な課題を解決するために、全市的に実施することで特に効果が高いと認められる事業

ひとり親世帯の経済状況の厳しさや若年出産の世帯の貧困に陥るリスクの高さなど、実態調査において確認された主な課題解決に対する支援策や、教育・福祉・就労などこどもの貧困に関する複合的課題を横断的に解決するための事業

（3）令和2年度に実施した施策を効果検証し、こどもの貧困対策に有効であると認められる事業

令和2年度に実施した学習習慣の定着や居場所づくり、性・生教育、ひとり親世帯への支援策などの事業について、効果検証を行った結果、有効性を証明できる事業

（4）令和2年度に実施した事業を検証し、新たな事業として再構築することにより一層高い効果が認められる事業

令和2年度に実施した事業の検証の結果、新たな事業として再構築することにより、一層高い効果が期待できるもの。

こどもの貧困対策関連事業(重点的に取り組むもの)実施状況

令和3年度 重点施策推進経費 1, 213, 145千円、差引市費 1, 070, 366千円 25事業(15所属[13区、2局]) ※西成区再掲含む

区分	No.	所 属	事 業 名	重点経費(千円)		区分	実施状況 (令和3年7月にアリング時点)
				R2年度	R3年度		
学習習慣の定着	小中学校において課外学習支援を実施						
	学習習慣の定着や学習意欲の向上のために、小学校の放課後等に空き教室等で学習支援を行い、基礎学力の定着を図る。令和3年度より、福島区は5小学校から6小学校へ、住之江区は中学校も含め、区内7中学校14小学校へ拡充する。						
	1	福島区	小学生学習支援事業	10,828	14,349	拡充	6月～学習支援開始
	2	大正区	学習・登校サポート事業	11,298	11,298	継続	5月～支援開始 ※コロナ影響による開始遅れ
	3	此花区	CoCoチャレンジルーム事業	9,059	9,091	継続	6月～学習支援開始(順次) ※コロナ影響による開始遅れ
	4	浪速区	浪速まなび支援事業	15,025	15,025	継続	6月～学習支援開始(順次) ※コロナ影響による開始遅れ
	5	住之江区	放課後学習チャレンジ教室事業	5,514	5,596	拡充	7月～学習支援開始(順次) ※コロナ影響による開始遅れ
	民間事業者を活用した課外授業や自己肯定感の向上の支援につなげる取組						
	旭区において中・高生を対象に様々な職業従事者と交流し将来ビジョンの意識と生き抜く力の醸成を図る。生野区では、放課後課外授業の参加者を大学生等による悩み相談につなげ、相乗効果により基礎学力の向上と自己肯定感の醸成を図る。						
	6	旭区	中・高生自立育み事業(キャリア教育)	1,411	1,611	継続	8月～講義開始 ※コロナ影響による開始遅れ
	7	生野区	生きるチカラを育む課外授業	3,143	3,143	継続	5月～授業開始
	居場所への学習支援員の派遣など						
	こども食堂等のこどもの居場所において、学習(体験学習含む)に取り組めるよう支援する。都島区は、区内9か所で学習支援や悩み相談を実施する。天王寺区は地域の居場所の他、学校を派遣先に含め実施する。						
	8	都島区	都島区小学生サポート事業	7,331	7,324	継続	4月 学習支援開始→休止 9月～再開予定
	9	天王寺区	こどもの居場所等における学び・生活サポート事業	1,010	1,010	継続	4月～支援開始(順次) ※コロナ影響による開始遅れ
		旭区	こども食堂支援事業	895		廃止	一定成果があったため終了 (一部、一般施策へ整理)
		住吉区	こども食堂における体験学習支援事業	726		廃止	一定成果があったため終了
	不登校対策						
	区内の不登校率が高く課題がある中学校とその接続する小学校を対象に、登校支援を実施。西成区は各校にサポーターを配置し、こどもサポートネットなど各種事業との連携の上実施する。令和3年度より、港区は2中学校5小学校から3中学校7小学校へ拡充する。						
	10	西成区	西成区こども生活・まなびサポート事業 ※西成特区で予算要求【再掲】	69,679	65,593	継続	—
	11	港区	不登校児童生徒アウトリーチ型支援事業	3,267	3,592	拡充	4月～支援開始
	12	鶴見区	鶴見区 こどもの学習支援事業	9,652	9,682	継続	4月～支援開始
	課題を有する小中学校への支援						
	学力等の課題を継続して有する学校に、学校力UPコラボレーターを配置し、課題を把握したうえで、学力向上プランを作成し、総合的な取組みを行う。						
	13	教育委員会事務局	学校力UP支援事業	245,337	248,369	継続	4月～コラボレーター配置、支援開始
	生活困窮世帯の小中学生へ学習支援						
	生活困窮自立相談支援員やケースワーカーなどが学習支援が必要な小中学生(淀川区)、中学生(阿倍野区)を掘り起こし、学習サポートとキャリア教育を実施。実施場所は、区民センターなど。						
		淀川区	子ども未来輝き事業	4,794		廃止	既存事業と統合し一般施策へ整理
		阿倍野区	こどもの「生きる力」を育む事業	6,291		廃止	既存事業と統合し一般施策へ整理
学習習慣の定着(※再掲含む) 計			405,260	395,683			
居場所づくり	こどもの居場所や企業、社会福祉施設等によるネットワークを構築し企業等からの物資提供の受皿となる機能を担うとともに、安心・安全な運営の基盤整備のための取組みなど、こどもの居場所等の活性化を図る。地域や団体が主体となって、こどもの居場所(こども食堂)の設置やネットワークの構築ができるように、補助金の交付やアドバイザーを配置するなどの支援を行う。						
	14	こども青少年局	こども支援ネットワーク事業	12,827	16,513	拡充	4月～事業開始
	15	東住吉区	こどもの居場所ネットワーク事業	3,528	3,519	継続	6月～コーディネーター配置 7月～連絡会等開催
	16	西成区	こども食堂支援事業	4,958	1,353	継続	4月～事業開始
居場所づくり 計			21,313	21,385			

区分	No.	所 属	事 業 名	重点経費(千円)		区分	実施状況 (令和3年7月ヒアリング時点)
				R2年度	R3年度		
複合的課題の横断的解決	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり						
	・大阪市子どもサポートネットの構築						
	チーム学校を中心とした、教育分野と区役所など関係機関等による福祉分野との総合的な支援を実施。						
	17	子ども青少年局	大阪市子どもサポートネット(コーディネーター配置)	282,525	286,373	継続	4月～支援開始
	18	教育委員会事務局	大阪市子どもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	292,533	294,870	継続	4月～支援開始
	19	子ども青少年局	大阪市子どもサポートネット(スクールカウンセラー事業)	41,400	41,200	継続	4月～支援開始
複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり 計				616,458	622,443		
高校中退	高校中退者への支援策						
	教育委員会事務局において進路未決定の中途退学を防止するため、市立高校にスクールソーシャルワーカー等の配置。子ども青少年局において教育委員会事務局と連携のもと、不登校及び中途退学防止を図るとともに、生徒を適切に支援につなげるため高校への出前セミナーや生徒へのアウトリーチ、LINE等を活用した相談受付を実施する。						
	20	教育委員会事務局	高等学校中途退学防止に向けた体制の充実	19,341	19,321	継続	4月～SSW配置、支援開始
	21	子ども青少年局	若者自立支援事業(高校中退者への支援策)	4,487	4,329	継続	6月～出前セミナー開催(順次) ※一部コロナ影響による開催遅れ
高校中退者への支援策 計				23,828	23,650		
ひとり親世帯	ひとり親世帯への支援策						
	ひとり親世帯の就業等による自立を促進するための支援策						
	22	子ども青少年局	ひとり親家庭自立支援給付金事業 (ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)	101,701	100,428	継続	4月～給付金申請受付開始
	23	子ども青少年局	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	23,499	25,642	継続	4月～給付金相談・受付開始
		子ども青少年局	若年ひとり親の新たな家庭生活サポート事業	11,250		廃止	効果検証が完了したことによる事業終了
ひとり親世帯への支援策 計				136,450	126,070		
性・生教育	性・生教育に対する取組み						
	区内小・中学校において性・生教育・キャリア教育を実施						
		生野区	生きるチカラまなびサポート事業	1,589		廃止	教育支援施策として事業整理
性・生教育に対する取組み 計				1,589	0		
その他の顕著な課題	養育費の確保を確実にするための情報提供や弁護士による無料相談、家庭裁判所等への同行支援や履行確保の支援など総合的な支援を実施。						
	24	子ども青少年局	養育費確保のトータルサポート事業	23,038	22,682	継続	4月～事業開始
	こどもの貧困対策推進本部の運営にかかる事務費						
	25	子ども青少年局	こどもの貧困対策推進経費	802	1,232	継続	4月～事業開始
	その他の顕著な課題 計				23,840	23,914	
こどもの貧困対策関連事業(重点的に取り組むもの) 合 計				1,228,738	1,213,145		

重点施策推進経費	令和3年度	1,213,145千円、差引市費 1,070,366千円	25事業(15所属[13区、2局])	※西成区再掲含む
	令和2年度	1,228,738千円、差引市費 1,084,617千円	31事業(18所属[16区、2局])	※西成区再掲含む
	令和元年度	885,421千円、差引市費 730,710千円	37事業(22所属[19区、3局])	※西成区再掲含む
	平成30年度	707,542千円、差引市費 589,797千円	36事業(21所属[18区、3局])	
	平成29年度	219,235千円、差引市費 211,131千円	19事業(12所属[10区、2局])	

令和3年度 こどもの貧困対策関連事業（重点施策推進経費分）

各事業内容説明

◆事業一覧の見方

事業区分	事業を「学習習慣の定着」「居場所づくり」など、とりまとめ一覧の項目で区分しています。
区分	「新規事業」「継続事業」「拡充事業」(既に実施している事業でこどもの貧困対策に効果があるため、対象等を拡充するもの)で区分しています。
事業費算定額 (差引市費)	各事業費算定額を掲載しています。 既存事業を拡充している場合は、事業全体の事業費算定額と、こどもの貧困対策の実施にあたって拡充に必要な経費（〔うち重点分〕と表示）を掲載しています。
手法	「委託」「補助」「直営」（市で雇用した嘱託職員の派遣など）などで区分しており、主なものを記載しています。
対象者・実施場所	主な対象者、主な実施場所を表示しています。

番 号	1	事 業 名	小学生学習支援事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	拡充事業
担 当 所 属	福島区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	14,349千円 (14,349千円)			手法	委託
対 象 者	小学生	実施場所	区内小学校（6校）		
事業目的、概要	計画施策体系 1－（2）				

区内の小学校を対象に、放課後、1校あたり週1時間若しくは週2時間民間事業者を派遣し、学習意欲の向上や基礎学力の定着にかかる指導を行う。派遣する事業者は学習意欲の向上及び基礎学力の定着に実績のある事業者とし、授業以外で学習習慣の少ない児童に対して学習習慣を定着させ、学校の授業についていけない児童に学年を遡って理解させることをめざす。

〔事業内容〕

【対象】 小学3年生から6年生(各学校で対象学年を設定)

【場所】 小学校の放課後空き教室

【内容】 一回1時間程度の学習時間(国語・算数)

【講師】 児童5名につき1名程度の講師を配置

番 号	2	事 業 名	学習・登校サポート事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	大正区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	11,298千円 (11,298千円)			手法	委託
対 象 者	小学生、中学生		実施場所	自宅、学校ほか	
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (2)				

学校の授業以外で学習機会の少ない生活困窮家庭の児童やひとり親家庭で家庭学習機会が失われている児童、また不登校や病気による長期欠席等により学習機会を逃した児童・生徒に、家庭や学校、関係施設を含めた場所で、事業者による一人ひとりの状況に応じたきめ細かい学習サポートや登校支援等を行い、基礎学力の向上を図り、貧困の連鎖を断ち切る一助とするとともに児童・生徒の健やかな育成を図ることを目的とする。令和元年度から対象を中学生まで拡充している。

〔事業内容〕

(1) 学校、保護者との面談について

こどもサポートネットスクリーニング会議で対象家庭を抽出し、支援内容（家庭への支援、児童・生徒への支援）について学校、保護者等と面談を行う。

(2) 学習支援について

個別を基本とし、状況に応じて家庭や学校施設等で学習支援を実施する。

(3) 登校支援等について

不登校や不登校傾向にある児童・生徒に対して、登校の再開や定着に向けた支援を行い、学習機会を創出する。

番 号	3	事 業 名	CoCoチャレンジルーム事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	此花区 市民協働課				
事業費算定額(差引市費)	9,091千円 (9,091千円)			手法	直営
対 象 者	小学生	実施場所	区内小学校（8校）		
事業目的、概要	計画施策体系 1－（2）				

此花区では子どもが家庭において勉強をする時間が非常に短く、学力についても全国学力・学習状況調査において大阪市平均を下回っている。そのため、各小学校において放課後の空き教室を活用した「CoCoチャレンジルーム」を設置し、ルームごとに子どもたちの学習を支援する学習指導員（地域や学生ボランティアなど）を配置する。ルームでは、個々の授業のつまずきに対応したプリント学習等を実施することで、帰宅前の学習機会の提供を行い、授業以外の学習習慣の確立と学力向上をめざす。

〔事業内容〕

【対象】 小学3年生から6年生

【場所】 小学校の放課後空き教室

【内容】 児童一人1時間程度の学習時間を想定

単元別テストの結果による補助プリントを活用

宿題や自主ドリル等

【学習指導員】

小学校ごとに2名程度の指導員を配置

（学校長推薦による地域や学生ボランティアなど）

番 号	4	事 業 名	浪速まなび支援事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	浪速区 市民協働課				
事業費算定額(差引市費)	15,025千円 (14,770千円)			手法	委託
対 象 者	小学生	実施場所	区内小学校（6校）		
事業目的、概要	計画施策体系 1－（2）				

実態調査から浮かび上がった、学校の授業以外の学習時間が少ないという課題に対応するために、平日の放課後に小学校の空き教室等を活用し、委託する民間事業者により配置される指導員が見守り、宿題などの自主学習ができる環境を整備する。これにより、学校の授業以外の児童の学習時間の確保を図るとともに、自主的に学習する習慣を身につけることができるよう支援する。

本事業は、平成29年度に区内2小学校でモデル実施し、児童の宿題実施率の向上に一定の成果が見られたことから、平成30年度から区内全小学校（6校）で実施している。

〔事業内容〕

学習習慣を身につけるための支援：

放課後に校内で宿題等の自主学習ができるように、児童の学習（宿題への取り組み）を見守る指導員を1日あたり3時間を上限に、2～3名配置（区内全6小学校対象）

番 号	5	事 業 名	放課後学習チャレンジ教室事業		
事業区分	学習習慣の定着		区 分	拡充事業	
担 当 所 属	住之江区 協働まちづくり課				
事業費算定額（差引市費）	5,596千円		（ 5,596千円 ）	手法	委託
対 象 者	小学生、中学生	実施場所	区内小中学校および区内施設		
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (2)				
・ こどもサポートネット事業の対象となる児童・生徒を中心に、学習を楽しむ体験をととした学習習慣の定着ならびに学習意欲向上を図る。 ・ 対象児童・生徒1～5名につき1名の学習支援員を配置し、各児童・生徒の理解度や特性に合わせた少人数体制で落ち着いた学習環境を整え学習支援を行う。また、こどもサポートネット事業等に関わる福祉分野の関係機関や支援者と連携し、児童・生徒らの家庭環境や特性に合わせ、本事業への参加を促し、学習に取り組むまでの過程も含めて支援する。					

番 号	6	事 業 名	中・高生自立育み事業（キャリア教育）		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	旭区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	1,611千円（ 806千円 ）			手法	委託
対 象 者	中学生、高校生	実施場所	区内施設等		
事業目的、概要	計画施策体系 1－（2）				

生活困窮世帯・生活保護世帯の子どもは、親の就労形態が不安定であることが多いため、職業観や就労に対する意欲、責任感が希薄になる傾向が見られることから、十分な情操教育を受けられず将来を生き抜く力を育む機会に乏しい。本事業では、対象となる中・高生に様々な職業従事者に接する機会を提供することにより、自立心や自尊心、自己肯定感を育ませ、自らの将来像を考える力や生き抜く力を醸成させることを目的とする。

〔事業内容〕

①各種職業従事者を招いての講話及び体験講座

②区内企業等の協力による職場・施設等見学

番 号	7	事 業 名	生きるチカラを育む課外授業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	生野区 地域まちづくり課				
事業費算定額(差引市費)	3,143千円 (3,020千円)			手法	委託
対 象 者	中学生	実施場所	区内中学校 (4 校)		
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (2)				
中学校で放課後に塾等民間事業者による課外授業を行うと同時に、ロールモデル（青少年に対する見本）となる大学生等による悩み・進路相談を実施することで、将来の夢や目標の具体化のための、学ぶ大切さへの気づきを促し、進路選択等について、生徒が具体的に考えられるよう支援する。これにより、学習習慣の定着、基礎学力の向上とともに、子どもの自尊感情を醸成し、将来の夢や進路を自ら描き、それを実現するのに必要な「自ら学ぶ力」を定着させ、貧困の連鎖を断つことをめざす。大阪市塾代助成事業を活用して参加できるようにすることで、受講者負担の軽減及び受講機会の拡充を図る。					

番 号	8	事 業 名	都島区小学生サポート事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	都島区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	7,324千円 (7,324千円)			手法	委託
対 象 者	小学生	実施場所	区内施設 (9 か所)		
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (2)				
経済面や家庭環境に課題を抱える小学生をサポートするため、学習支援・悩み相談を行う居場所を区内全9地域に開設する。基礎学力向上のほか、生活面における不安解消にも取り組むことで、子どもを支える環境の充実を図る。					
〔事業内容〕					
・小学生を対象として、学習支援や児童の観察（見守り）、悩み相談を行う居場所を区内9か所に開設する。					
・週1回（児童数が多い地域は、週2回）の定期開催とし、各回1時間、定員は20名程度とする。					

番 号	9	事 業 名	こどもの居場所等における学び・生活サポート事業			
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業	
担 当 所 属	天王寺区 市民協働課					
事業費算定額(差引市費)	1,010千円 (1,010千円)			手法	直営	
対 象 者	小学生 中学生			実施場所	区内居場所(4か所) 学校(11校)	
事業目的、概要	計画施策体系 1－(2)					

天王寺区において、家庭の経済水準、生徒の学力水準は平均的には高いが、学校の勉強が「よくわかる」子どもの割合は全国を下回り、また虐待等により支援が必要な子どもは増加している。保護者以外の大人の見守りの必要について、子どもに関わる区内関係者とも認識は共有しており、民間による学校・家庭以外で子どもが一定時間過ごせる「こどもの居場所」づくりが進められている。民間（居場所設置者）及び学校と連携し、「居場所」での活動を、市でも課題とする学力向上・精神面の支援につなげるため、区において居場所での「学び・生活サポーター」の活動を支援する。

〔事業内容〕

- ・居場所における「学び・生活サポーター」の派遣

民間で設置された「こども居場所」の他、学校へサポーターを派遣し、サポーターが子どもの学力向上・精神面の支援を行う。

「学び・生活サポーター」は、こどもの学力向上・精神面の支援に関し知識と経験のある者（大学生、元教員、福祉施設での勤務経験者等）

番 号	10	事 業 名	西成区こども生活・まなびサポート事業			
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業	
担 当 所 属	西成区 保健福祉課					
事業費算定額(差引市費)	※西成特区で予算要求	65,593千円	(43,729千円)		手法	委託
対 象 者	小学生 中学生	実施場所	中学校(6校)とその接続する小学校(10校)			
事業目的、概要	計画施策体系 1－(3)					

市全体の施策により課題のある児童生徒のサポート体制は充実しつつあるが、西成区では生活困窮世帯が多く児童生徒の抱える課題が質・量ともに深刻であり課題解決に至っていない。全国学力学習状況調査の結果でも、西成区は大阪市平均を下回る。こうした現状を打開するため、健全な学校生活を送れるよう児童生徒に対し寄り添い支援を行い、小・中学校に家庭生活面等で児童生徒が抱える個別課題に対応する「こども生活・まなびサポーター」を配置する。平成29・30年度は1中学校区、令和元年度は2中学校区でモデル実施し、令和2年度からは区内全中学校区(6中学校区)へ拡充し、本格実施を開始した。

令和3年度は引き続き区内全中学校区で実施するが、梅南津守小学校と松之宮小学校が令和3年3月末に統合されることに伴い、6中学校10小学校での実施となる。(令和元年度からは西成特区構想関連事業の予算を再掲)

〔事業内容〕

- ・事業対象 西成区内の小・中学校に在学する児童生徒のうち、家庭生活面等で課題を抱えるサポートが必要な児童生徒
- ・実施内容 こどもサポートネット事業のスクリーニング会議によって決定される支援方針に基づき、学校に配置するこども生活・まなびサポーターが児童生徒の課題解決に向け、「電話や家庭訪問による登校支援」等のまなびの場へ定着するための寄り添い支援を行う。

番 号	11	事 業 名	不登校児童生徒アウトリーチ型支援事業			
事業区分	学習習慣の定着			区 分	拡充事業	
担 当 所 属	港区 協働まちづくり推進課					
事業費算定額(差引市費)	3,592千円			(3,592千円)	手法	直営
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	中学校（3校）とその接続する小学校（7校）		
事業目的、概要	計画施策体系 1－（3）					

不登校は子どもの学力・進学・就職等に大きな影響を与え、長期化すれば回復がより困難となる。初期対応と長期化する前の期間に注目した対応が重要であることから、それらの時期にアウトリーチ型の支援を不登校児童生徒とその保護者に提供することにより、不登校の長期化による貧困の連鎖や新たな貧困を生むことを抑制する。

〔事業内容〕

- ・不登校児童生徒を支援するサポーターをモデル中学校3校及び接続する7小学校へ配置し、不登校や不登校傾向のある児童生徒に対し、授業時間中や放課後の学習支援、別室登校支援及びアウトリーチ型の登校支援、訪問支援や居場所への誘導などを行う。

番 号	12	事 業 名	鶴見区 こどもの学習支援事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	鶴見区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	9,682千円 (9,682千円)			手法	委託
対 象 者	小学生	実施場所	区内小学校 (1 2 校)		
事業目的、概要	計画施策体系 1 - (2)				
鶴見区内の小学校において、継続的な登校に至らない又は一時的にでも普通教室で授業が受けられない児童等を対象に学習支援を行うことにより、中学校の段階で不登校になる生徒や学力的に支援を必要とする生徒数を抑制し、将来的に貧困に陥ることの防止並びに貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。					
〔事業内容〕					
個々の児童の課題に応じた支援計画を立てたうえで、指導経験豊富な講師による質の高い学習指導・支援を行うとともに、事業目的に即した効果的な支援を行う。					

番 号	13	事 業 名	学校力UP支援事業		
事業区分	学習習慣の定着			区 分	継続事業
担 当 所 属	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当				
事業費算定額(差引市費)	248,369千円 (248,369千円)			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	小学校(47校) 中学校(23校)	
事業目的、概要	計画施策体系 1－(2)				

全国学力・学習状況調査、大阪市小学校学力経年調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、「学校力UP支援校」として、重点的に支援を行い、課題解決に向けた取組を実施する。

〔事業内容〕

- ・校長と「学校力UPチーフコラボレーター」が協働し、学校の課題を把握して策定した、学力向上プランに基づいた取組を進める。
- ・「学校力UP支援校」ごとに配置する「学校力UPコラボレーター」が、個々の学校の課題に対応した総合的な取組の運営の中心となり、「学校力UPチーフコラボレーター」と協働しながら、学校力UPのための取組の企画・実施を行う。
- ・「大学・行政機関連携モデル校」においては、大学等と連携し、中学校区での継続的な実地調査とともに、各種データを活用して各校の状況を分析する。

番 号	14	事 業 名	こども支援ネットワーク事業		
事業区分	居場所づくり			区 分	拡充事業
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課				
事業費算定額(差引市費)	16,513千円 (9,485千円)			手法	直営・補助
対 象 者	その他	実施場所	大阪市内		
事業目的、概要	計画施策体系 3－(3)				

地域におけるこどもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体等や、支援企業等、大阪市社会福祉協議会、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築するとともに、令和元年度からは安心・安全な運営の基盤整備のための取組みを追加し、ネットワークへの加入を促進する。

〔事業内容〕

- 活動団体の情報や支援企業の情報をホームページ等により発信
- 活動団体・支援企業相互の情報共有を図るための定期的なミーティングの実施
- 活動団体の従事者（従事意向のある者を含む）等を対象とする研修の実施
- 支援企業からの提供物資の仲介
- 活動団体でのボランティア活動の仲介
- 新たな活動団体の開拓、支援
- 活動団体の取組みの活性化を図るための調査・分析
- ボランティア等の不測の事故に対応する保険に加入

番 号	15	事 業 名	子どもの居場所ネットワーク事業		
事業区分	居場所づくり			区 分	継続事業
担 当 所 属	東住吉区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	3,519千円 (1,760千円)			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生 その他		実施場所	区役所・区内各地域	
事業目的、概要	計画施策体系 3 - (3)				

東住吉区において、子どもたちが経済的な理由や家庭環境に左右されことなく健やかに育まれるために、子どもの居場所づくりに先駆的に取組むNPO等と連携し、子どもの居場所の運営団体等の相互情報交換の場づくりや支援、育成に取組み、ネットワークを構築するネットワークサポーター（社会福祉士等を想定）を配置する。

〔事業内容〕

①子どもの居場所に取り組む団体へのサポートやネットワークづくりを行う。

②課題を抱える子どもの世帯を適切な支援を確実に利用できるよう関係機関や地域につなぐ。

番 号	16	事 業 名	こども食堂支援事業		
事業区分	居場所づくり		区 分	継続事業	
担 当 所 属	西成区 保健福祉課				
事業費算定額(差引市費)	1,353千円		(1,353千円)	手法	補助
対 象 者	不問	実施場所	区内各地域		
事業目的、概要	計画施策体系 3 - (3)				

西成区の生活保護受給率・就学援助適用率は大阪市平均より高く、貧困状態の子育て世帯も多い。加えて、こども同士や大人との関わりも稀薄となってきた。こうした状況下、こども食堂にて、こども同士や大人と食事を摂る中で得られる安心感や連帯感がこどもの成長の一助になると期待できる。しかし、有志での運営は拡充や持続に限界があるため、補助金にて運営費を補助し、安定運営が出来るよう支援する。

番 号	17	事 業 名	大阪市こどもサポートネット（コーディネーター配置）		
事業区分	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり		区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課				
事業費算定額(差引市費)	286,373千円 （ 280,623千円 ）			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生 その他		実施場所	区役所	
事業目的、概要	計画施策体系 3－（3）				

〔大阪市こどもサポートネット〕

支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育分野・保健福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになった。課題を抱えるこどもや世帯を各小中学校において発見し、各小中学校による支援とともに、区役所等や地域の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長マネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進する。

平成30年度・令和元年度のモデル実施（モデル区：此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区）の効果検証を踏まえ、令和2年度より全区で実施。

〔コーディネーター（こどもサポート推進員）配置〕

区役所等の保健福祉分野の支援や地域の支援を行うにあたり、アウトリーチ（家庭訪問等）により、保健福祉制度の説明や手続きをはじめ、こども食堂等の地域における支援活動を案内するなど、こどもや子育て世帯を適切な支援につなぎ、解決に導いていく仕組みとして、コーディネーター（こどもサポート推進員）をモデル区に配置し、こどもと子育て世帯の総合的支援の強化に取り組む。

番 号	18	事 業 名	大阪市こどもサポートネット（SSWの配置）		
事業区分	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり		区 分	継続事業	
担 当 所 属	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当				
事業費算定額(差引市費)	294,870千円 （ 234,784千円 ）			手法	直営
対 象 者	小学生 中学生		実施場所	小中学校（全24区）を巡回	
事業目的、概要	計画施策体系 3－（3）				

〔大阪市こどもサポートネット〕

支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育分野・保健福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになった。課題を抱えるこどもや世帯を各小中学校において発見し、各小中学校による支援とともに、区役所等や地域の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長マネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進する。

平成30年度・令和元年度のモデル実施（モデル区：此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区）の効果検証を踏まえ、令和2年度より全区で実施。

〔スクールソーシャルワーカーの配置〕

全24区においてアセスメント機能を強化するためにスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、各小中学校において児童生徒の生活状況を把握し、課題を発見・共有するスクリーニング会議を定期的に行う。SSWはその会議に参画し、様々な課題に対してのアセスメントを行い、それらをもとにチーム学校で対応を検討し、教育分野または福祉分野における課題を整理しながら、総合的な支援の強化に取り組む。

番 号	19	事 業 名	大阪市こどもサポートネット（スクールカウンセラー事業）		
事業区分	複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり		区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局　こども相談センター				
事業費算定額 （差引市費）	〔全体〕 〔うち重点分〕		280,765千円　（　188,985千円　） 41,200千円　（　　27,475円　）		手法 直営
対 象 者	小学生　中学生		実施場所	小中学校	
事業目的、概要	計画施策体系　　3－（3）				

〔大阪市こどもサポートネット〕

支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育分野・保健福祉分野の総合的な支援が必要であるが、各種施策が十分に届いていないといった課題が実態調査から明らかになった。課題を抱えるこどもや世帯を各小中学校において発見し、各小中学校による支援とともに、区役所等や地域の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長マネジメントにより、こどもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進する。

平成30年度・令和元年度のモデル実施（モデル区：此花区・港区・大正区・浪速区・生野区・住之江区・平野区）の効果検証を踏まえ、令和2年度より全区で実施。

〔スクールカウンセラーの参画〕

臨床心理の専門家として、全24区内の各小中学校で開催されるスクリーニング会議に参画し、心理的な観点から、児童・生徒のさまざまな情報を整理・統合し、アセスメントやプランニングを行うとともに、今後の当該児童・生徒および家庭との関わり方についてアドバイスを行う。

番 号	20	事 業 名	高等学校中途退学防止に向けた体制の充実		
事業区分	高校中退者への支援策			区 分	継続事業
担 当 所 属	教育委員会事務局 指導部 高等学校教育担当				
事業費算定額(差引市費)	19,321千円 (16,317千円)			手法	直営
対 象 者	事業実施対象6校の在籍生徒	実施場所	市立高校（6校）		
事業目的、概要	計画施策体系 3－（1）				

学校生活不適応や学業不振等により明確な進路が定まらないまま中途退学する生徒を減少させることを目的に、市立高校6校にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するとともに教員を中退防止コーディネーターと位置付けることで、進路未決定の中途退学防止に向けた校内組織を構築する。

〔事業内容〕

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置
学業成績、友人関係、家庭環境等の理由により高校生活を続けていくことに不安を感じている生徒に対し、生徒が相談しやすい環境(居場所)を整え、SSWがカウンセリング等を通じて高校生活に対する支援を行う。また、教員・保護者への支援や相談を行うとともに、関係機関と連携し校内指導体制を構築する。
- ・中退防止コーディネーターの校内組織への位置づけ
中途退学防止に向けた校内組織の中心的な役割を担う教員を中退防止コーディネーターとして位置付ける。担任、SSW等と連携しながら生徒情報の集約、具体的な支援内容の検討を行うとともに、中学校、関係機関との連絡・調整にあたる。中退防止コーディネーターを担当する教員の負担軽減のため、非常勤講師を配置する。

番 号	21	事 業 名	若者自立支援事業（高校中退者への支援策）		
事業区分	高校中退者への支援策			区 分	継続事業
担 当 所 属	こども青少年局 青少年課				
事業費算定額 （差引市費）	〔全体〕	36,015千円	（ 36,015千円）	手法	委託
	〔うち重点分〕	4,329千円	（ 4,329千円）		
対 象 者	市立高校中途退学予定者及び中途退学者	実施場所	市立高校（21校）		
事業目的、概要	計画施策体系 3－（１）				
若者自立支援事業（コネクションズおおさか）では、市立高校などの高校1年生に対して、自立啓発冊子「リアルな社会の歩き方」を配布し、学校へ個別訪問を行い協力を得ながら、出前セミナー等を実施している。一度、高校を中途退学してしまうと学校からの支援やフォローが届かなくなってしまうため、不登校や中途退学となる可能性のある生徒を早期発見し、在校中から適切な相談機関に確実につないでいくことが重要であることから、こども青少年局（コネクションズおおさか）と教育委員会事務局（学校）が連携のもと、既存の取組みを活用し、引き続き、市立高校6校で出前セミナーを実施するとともに、市立高校全校を対象に学校が「コネクションズおおさか」で支援が必要と判断した生徒は、情報提供を受け、個別支援につなげる。また、支援を必要とする中途退学者や中途退学の可能性がある生徒の情報を早い段階で学校と共有し、適切な支援につなげるため、学校で出張相談を実施する。 令和3年度についても進路選択の時期である2年次または3年次にも出前セミナーを実施するほか、区役所との連携をさらに強化し、一人ひとりの状況に応じた支援を実施する。また、自ら相談に出向くことができない若者や、これまで支援が届いていなかった若年層を支援につなげるために、引き続きLINE等を活用し、「コネクションズおおさか」の情報発信と相談受付を実施する。					

番 号	22	事 業 名	ひとり親家庭自立支援給付金事業		
事業区分	ひとり親世帯への支援策			区 分	継続事業
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課				
事業費算定額 （差引市費）	〔全体〕	427,482千円	（ 165,122千円 ）	手法	補助・給付
	〔うち重点分〕	100,428千円	（ 79,548千円 ）		
対 象 者	ひとり親世帯の親及び子	実施場所	区役所・こども青少年局		
事業目的、概要	計画施策体系 4－（１）				

ひとり親家庭の母、又は父の安定した就労による自立を図るため、就職や転職に有利な資格（看護師、保育士等）取得に係る養成機関で訓練を受ける場合に給付金を支給しているが、当該給付金の拡充を行うなど、より生活の負担の軽減を図り、資格取得を促進する。

〔事業内容〕

- ・市独自で高等職業訓練促進給付金を拡充し、就職や転職に有利な資格取得を促進する。
- ・市独自で高卒程度認定試験合格支援事業の対象者の年齢制限を拡充（ひとり親家庭の子）するとともに、補助額を拡充し、ひとり親世帯の親及び子の高卒認定試験合格を促進する。

番 号	23	事 業 名	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業			
事業区分	ひとり親世帯への支援策			区 分	継続事業	
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課					
事業費算定額(差引市費)	25,642千円 (25,642千円)			手法	補助・委託	
対 象 者	ひとり親世帯の親	実施場所	区役所・こども青少年局・愛光会館等			
事業目的、概要	計画施策体系 4－(1)					

ひとり親家庭の母、又は父が就職や転職に有利な資格を取得するため養成機関への入学を希望するものの、学力面や金銭面においてサポートを必要とする方を対象に、予備校の費用を補助または受験対策の講座を開設することにより、資格取得を促進し、安定した就労につなげる。

〔事業内容〕

- ・サポーターによる事前相談を通じて、資格取得を目的に専門学校に入学するために、予備校に通う等、一定の準備が必要な方を対象に、「専門学校等受験対策給付金」を支給する。
- ・ひとり親家庭等福祉施策の拠点施設において受験対策講座を行うことで、一時預かり保育が必要な方にも対応するとともに、子育てや生活の悩みの相談にも対応でき、より効果的な修業が期待できる。

番 号	24	事 業 名	養育費確保のトータルサポート事業		
事業区分	その他の顕著な課題			区 分	継続事業
担 当 所 属	こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課				
事業費算定額(差引市費)	22,682千円 (15,182千円)			手法	補助・委託
対 象 者	養育費の問題を抱えている方	実施場所	各区役所		
事業目的、概要	計画施策体系 4 - (4)				

【事業目的】

養育費はこどもの健やかな成長にとって重要なものであり、こどもにとって養育費の受け取りは当然の権利である。養育費の取り決めや支払いは親としての当然の責務であり義務であるとの社会的認識を深め、養育費の確保を確実にするための情報提供や相談体制を充実させる。令和元年度から、公正証書の作成や支払い確保の支援など新たな取組みを追加し、養育費の確保にかかる総合的な支援を実施する。

【事業概要】

- ・養育費に関するパンフレットを作成し、区役所において離婚届とともに配付する。
- ・弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談を区役所において実施する。（年48回）
- ・養育費の取決めで、複雑な法律上の問題が生じた方に、必要に応じて弁護士事務所への訪問相談を実施する。
- ・ひとり親家庭サポーターによる家庭裁判所等への同行支援
- ・公正証書の作成費用、家庭裁判所の調停調書の作成費用を補助
- ・民間の養育費保証会社と保証契約した場合の本人負担分を補助
- ・養育費の支払いが滞っている方に対し、必要に応じて弁護士事務所への訪問相談を実施する。

番 号	25	事 業 名	こどもの貧困対策推進経費		
事業区分	その他の顕著な課題			区 分	継続事業
担 当 所 属	こども青少年局 企画部 企画課				
事業費算定額(差引市費)	1,232千円 (1,232千円)			手法	直営
対 象 者	-		実施場所	-	
事業目的、概要					
こどもの貧困対策推進本部の運営にかかる事務費					
・ 大阪市こどもの貧困対策推進本部会議の運営					
・ 大阪市内のこどもたちの生活実態等を踏まえ、課題の抽出、重点的に取組む施策の方向性、施策等の検討					